

新要請限度と現行要請限度の比較

単位 (デシベル)

区域の区分と用途地域	現行要請限度 (L_{50})			新要請限度(案) (L_{Aeq})	
	1車線	2車線	2車線起	1車線	2車線以上
第1種低層住居専用地域	第一種				a区域
第2種低層住居専用地域	55/45				
第1種中高層住居専用地域	第二種	第一種	第一種	a区域	70/65 (75/70)
第2種中高層住居専用地域		第二種	第二種	b区域	
第1種住居地域	60/50	70/55	75/60	65/55 (75/70)	b区域
第2種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域	第三種	第三種	第三種		c区域 (車線を有する道路)
商業地域					
準工業地域	70/60	75/65	80/65		75/70 (75/70)
工業地域					
工業専用地域	指定しない				

- (注1) 欄内の数値は要請限度値で 昼間/夜間
 ()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度
- (注2) 区域の区分と用途地域との対応は原則的なもの
- (注3) 新要請限度の中の a, b, c 区域の定義は次の通り
 a 区域: 専ら住居の用に供される区域
 b 区域: 主として住居の用に供される区域
 c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域